

「地域を支える建設業検討会議」第40回全体会議 概要

1 日 時

令和2年7月30日（木） 10時30分～11時50分

2 場 所

長野県庁 講堂

3 出席者

一般社団法人長野県建設業協会（以下、「協会」）

東日本建設業保証株式会社

長野県（建設部、農政部、林務部、会計局、企業局）（以下、「県」。ただし、建設技監は「座長」。）

4 あいさつ

（1）田中建設技監（長野県）

- ・ 令和元年東日本台風災害に続き、6、7月豪雨で建設業の皆様のご尽力に感謝。今後、災害査定を9月に開始し、本格的な復旧・復興に入る。引き続き、皆様のご協力をお願いする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策について、5月にマスク1万枚寄贈、603万円の寄付金をいただき感謝。新しい生活様式への転換、感染防止対策の引き続きの徹底をお願いする。
- ・ 建設業が地域の守り手として役割を果たし続けるため、就業促進・働き方改革を一緒に進めてまいりたい。

（2）木下会長（一般社団法人長野県建設業協会）

- ・ 今年度は中南信で災害が多くなっている。日本全国で毎年の様に災害が発生しているところ。3か年緊急対策が今年度までだが、これからも抜本的な事前防災が必要であり、予算確保が不可欠。
- ・ 新型コロナウイルスの影響は全国では一時中止もあったが、県内ではほぼ影響は皆無。企業努力により感染防止を図っており、災害等への対応が十分できている。
- ・ 経営が厳しい企業が多く、地域を守る責任を果たすためにも事業量の安定的な確保をお願いする。また、災害復旧では県単独費の確保をお願いする。

5 議 事

（1）県からの報告事項（県から説明）

- ① 入札制度の見直しについて 県資料1
- ② 施工者希望型週休2日工事の経費の補正について 県資料2
- ③ 新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防における現場管理費の補正について 県資料3

- ④ 令和2年度 ICT 活用工事等への取組について 県資料 4
 - ⑤ 建設産業における担い手の確保・育成と生産性向上について 県資料 5
 - ⑥ 建設女性の会設立について 県資料 7
 - ⑦ 「災害時における応急対策業務に関する細目協定」に基づく体制確保について 県資料 8
- ・ 各項目について、特に意見等なし

(2) 協会からの要望事項等 要望事項 協会資料 No. 1

① 公共事業予算の持続的・安定的な確保と県土強靱化の長期計画策定について

[協会] 地域建設業が社会資本整備や維持管理の担い手とともに、自然災害に対して安全・安心の守り手としての役割を果たし、頻発する大規模災害から国民、県民の生命と財産を守り、国土強靱化を推進するための防災・減災対策など、災害に強い国土づくりに貢献するとともに、働き方改革、生産性向上を進め、明日の建設業の担い手を確保・育成して、将来に亘り建設業の使命を果たしていくためには、安定的・持続的な事業量の確保が必要不可欠である。

加えて、昨年の台風第19号災害復旧に業界一丸となって取り組んでいる中であって、新型コロナウイルス感染症により今後民間需要の減速が懸念されており、建設業は地域の雇用と経済を支えていく責任を負っている。

このため、公共事業費予算、執行について下記のとおり要望する。

- ① 令和3年度の公共事業予算についても持続的・安定的な確保するようお願いする。
- ② コロナに強い社会経済実現のため、補正予算を組んで公共事業予算を盛り込むようお願いする。
- ③ 社会資本整備の計画的推進と、防災・減災、国土強靱化の長期計画を策定し、予算を計画的かつ安定的に確保するようお願いする。
- ④ 予算の執行に当たり、更に平準化が進むようお願いするとともに、年度内に工事の完了が困難になることが判明した場合には、速やかな対応をお願いする。

[県] ① (R3 予算の持続的・安定的な確保)

- ・ 令和2年度の県全体の当初予算は、対前年度比 7.0%の増となっている。建設部当初予算については、3か年緊急対策などにより、補助、県単独合わせた公共事業費は 1,029 億円余で対前年度比約 14%の増となっている。
- ・ 3か年緊急対策については令和2年度までとなるが、令和3年度以降も制度の拡充・要件緩和を行い、国土強靱化地域計画に基づく予算を継続的に別枠で確保するよう、国に対してあらゆる機会を捉えて要望しており、今後も公共事業予算の確保に努めてまいる。
- ・ 骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針 2020）が閣議決定されて

おり、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も中長期的視点に立って具体的数値目標を掲げ計画に取り組むため、国土強靱化基本計画に基づき、必要・十分な予算を確保し、オールジャパンの対策を進め、国家百年の大計として、災害に屈しない国土づくりを進めるといった文言が盛り込まれているところ。

②（補正予算）

- ・ 防災・減災、国土強靱化などをはじめとする公共事業は、安心安全な県土づくりはもとより、経済の活性化、雇用の創出にも寄与するものと認識している。
- ・ 令和2年度は、3か年緊急対策などを含め、経済波及効果を早期に発現させるため、まずは、令和2年度予算の迅速かつ着実な執行に努めてまいる。

③（予算の計画的かつ安定的な確保）

- ・ 第2期長野県強靱化計画は平成30年度から令和4年度までの5か年計画として策定しているところであり、第2期長野県強靱化計画の目標達成に向け、事業を着実に推進してまいる。
- ・ 国の動向を注視しながら、社会資本整備や防災・減災、県土強靱化に資する予算については、今後も必要な額が確保できるよう努めてまいる。

④（平準化の更なる推進、年度内完了しないときの対応）

- ・ 前期契約率6割の予算執行方針を定め、組織で目標を共有し、平準化に取り組んでいるところ。引き続き、災害復旧を優先しつつ、平準化にも配慮して、計画的な発注に努めてまいる。
- ・ また、債務負担行為、早期契約制度、フレックス工期契約制度等を積極的に活用し、早期発注と施工時期等の平準化について、引き続き、取り組んでまいる。
- ・ 発注後に生じたやむを得ない事由や避けがたい事故により年度内に事業が完了しない場合に限り、予算を翌年度に繰り越すことができるが、国との協議等に時間を要することから、工事が遅延する見込が判明した際には、できるだけ早く発注機関へ相談願いたい。

[座長] 骨太の方針が出され、制度設計はこれからであるが、必要な予算やニーズをしっかりと国へ伝えてまいる。

② 改正品確法の全ての発注者への浸透について

[協会] 令和元年6月に公布・施行された改正品確法基本方針にある、災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応としての予定価格の適正な設定と適正な工期の設定、設計変更及び建設現場の生産性の向上への取組とともに持続可能な事業環境の確保を強化するようお願いする。また、改正品確法を含めて、新担い手3法の趣旨が市町村や県の外郭団体も含めて、全

での公共事業の発注者へ浸透されるようお願いする。

特に、市町村工事において適正な利潤が確保されるようお願いする。

- [県]
- ・ 現在及び将来のインフラの品質確保と、その担い手の中長期的な確保・育成を目的に、発注者が取組むべき事項や、国・県の取組については、市町村や県の外郭団体を含め、昨年8月に「長野県発注者協議会」において周知をしたところ。
 - ・ また、令和元年度からは、“おでかけ技術管理室”を設け、市町村を対象に法改正の説明や、入札契約制度に関する助言を行う出張相談窓口を開設し、4市町村に説明を行った。
 - ・ 品確法等に規定された発注者の責務については、全ての公共事業の発注者へ浸透を図るよう、引き続き、情報提供等を行うとともに、市町村の取組について支援してまいる。

③ 低入札価格調査基準価格の算定方法における一般管理費に乗ずる係数の引き上げについて

[協会] 県においては、昨年8月からの公告案件より、建設工事における失格基準価格を89.5%～94.5%に2%引き上げられ、感謝する。

一方で、中央公契連モデルの低入札価格調査基準価格を算出する計算式において、平成29年4月に直接工事費の算入率が95%から97%に引き上げる見直しがされたものの、一般管理費等に乗ずる係数は0.55に据え置かれたままである。

一般管理費は、経営の安定化、人材育成・雇用の確保等のために必要不可欠な経費であり、この費用の削減は経営の圧迫に繋がるものとする。

昨年に引き続いての要望になるが、低入札価格調査基準価格の算定方法について、一般管理費等の算入率を現行の5.5/10から、現場管理費と同じ9/10に変更する等、さらなる引き上げをお願いする。

[県] 県の一般競争入札における低入札価格調査基準価格は、公契連モデルを参考に設定している。見直しについては、国の動向や落札率等の状況を注視してまいる。

④ 小規模維持補修工事について

[協会] 複数年継続契約が、昨年度から試行されたことに感謝する。

一方で、県の管理する道路の維持・補修については、県下全域で道路維持補修業務の民間委託により行われているが、河川・砂防の維持・管理等は含まれてない。

① 河川・砂防を加えた地域の包括的維持修繕工事への移行を引き続き要望する。

② 小規模補修工事の諸経費率は平成28年度より80%（平成27年度まで70%）となったが、労務単価等諸経費が上がっており、上限を引き

上げていただいた250万円では必要十分な工事ができないのが現状である。上限をさらに500万円位まで引き上げて頂きますよう引き続き要望する。

[県] ① 県が管理する河川及び砂防関係施設等の小規模維持補修工事については、「土木施設小規模補修工事取扱要領」に基づき、建設部の各現地機関で日毎に当番登録した公募業者により実施している。当番登録業者数は、土木関係工事で約940者、電気機械関係工事で約120者であり、道路維持補修JVに参加されていない業者の登録も多数ある。

道路施設との包括的な維持補修工事については、昨年の中日本台風災害時における小規模補修工事の状況も振り返りつつ、課題を整理し研究してまいる。

② 小規模補修工事の限度額は、令和元年10月に「土木施設小規模補修工事取扱要領」の一部改正を行い、これまで200万円未満であったところを、250万円未満に改定したところ。

小規模補修工事については、施設の破損等により県民に著しい不便が生ずる恐れのあるとき、直ちに補修整備を行わなければならない工事とそれに付随する作業のうち、定められた額以下の小規模なものを行うための工事について、特例で取扱いを定めたものであり、直ちに限度額を増額することは困難である。

なお、小規模補修工事を依頼したものの、250万円を超えてしまう場合においては、1者随意契約（JVの場合は構成員のうち1者）により工事を実施するのでご理解をお願いする。

⑤ 総合評価落札方式における継続学習単位の評価について

[協会] 令和元年度末において新型コロナウイルスによる関係で講習会の中止が多くなったことから、令和2年度に実施する総合評価では、継続学習単位の加点評価は行わないこととされているが、令和3年度は通常どおりとされている。しかしながら、令和2年度になってからも多くの講習会が中止または縮小となる状況にあるので、これから年間で20単位を確保することは非常に厳しい状況にある。

令和3年度の加点評価の基準を引き下げるなどの対応を検討するようお願いする。

[県] 新型コロナウイルス下において思うように受講できない情勢であるが、今般、マスクの着用や3つの密を避ける等の「新しい生活様式」が求められている中で、様々な教育プログラムやオンライン講習等の利用を通し、各自の保有する技術水準の維持・向上、良質な目的物の創造のため、継続学習の取組に期待するところ。

令和3年度の継続学習単位の評価については、今しばらく、社会情勢や継続学習制度の状況を注視し、加点評価基準の引き下げも含め判断してま

いる。

[協会] 経営者は制度に反対する方もいるが、個人では勉強したい方もいる。県主催など無料の講習会はありがたいが、良心的な講習会だけではないので、対応を検討されたい。

[県] 技術者への負荷を踏まえつつも、一方ではインフラ整備の質向上や研鑽に努める方のためにもなる。制度の有効性など考慮してまいる。

⑥ 災害協定の見直しについて

[協会] 近年、大規模災害が頻発するようになり、地震、水害等の大規模災害に対し、より実効性のある対応が図られるよう、昨年の台風第19号災害対応を踏まえ、現行の「災害時における応急対策業務に関する基本協定・細目協定」について、維持管理危機管理分科会を中心に検証、見直しを検討するようお願いする。

[県] 令和元年東日本台風及び本年の梅雨前線豪雨における建設業協会の皆様の機動力のある対応に感謝。災害時における応急対策業務に関する協定については、平成9年協定締結から年数も経過してきているところ。また、災害の局地化や激甚化と変化もしてきている。令和元年東日本台風災害対応を振り返り、実効性のある対応に向け、県としても協会と調整しながら連携して検討したいと考えている

⑦ 安定した除雪体制の維持について

[協会] 昨年から今年にかけて極端な小雪の状況が続いたため、オペレーター等の固定費や機械のリースの状況について調査を行い、その結果を県に提出した。小雪による除雪の出動回数の減少により、除雪専従職員の固定経費や除雪機械のレンタル費用の負担割合が増大しており、また、年度末の長期休暇時に除雪の待機による手当を支給している会社もあり、このままでは安定した除雪体制の維持は困難となる。

この課題解決策として、除雪の最低保証制度の実施や機械経費の見直し、さらに充実した待機補償費を計上されるよう、検討をお願いする。

[県]

- ・除雪専従職員については出動の有無に係わらず固定経費が生じるため、何らかの対策が必要であるが、専従職員の雇用は地域によって状況が異なるので、県下一律の対応は困難。雇用の状況や必要となる経費の額等について、引き続き研究を進める。
- ・機械管理費（償却費、維持修理費、管理費等）についてはシーズン分の所要額を計上しているが、リース料との差額もあるので、機械の集約等による効率的な運用を検討する。
- ・待機補償料については、引き続き研究していく。
- ・単価の引き上げだけでなく、経営の安定化に資する制度への見直しを検討する

報告事項 **協会資料 No. 2**

・委員会・部会活動の新体制について

- ・本年度から、女性部会を総務委員会に含めて活動してまいる。

(3) 各分科会からの報告

(各分科会座長からの報告)

- ① 技術力の確保・向上分科会 **分科会資料 No. 1**
- ② 維持管理・危機管理分科会 **分科会資料 No. 2**
- ③ 施工・品質確保分科会 **分科会資料 No. 3**

(4) その他

[協会] 県資料5によると170名が業界に就職され、ありがたい。昨年の土木の日イベントのように建設業のやりがいや雰囲気や学生に伝えてまいりたい。令和元年東日本台風の影響前からパトロール対応した状況や各支部の企業聞き取りなどを盛り込んだ番組作成をテレビ信州と進めている。12月30日に放映予定であるため、県側でもご覧いただきたい。

[座長] 非常によい取組であり、県が協力できるところは声をかけていただきたい。

(5) 講評 (東日本建設業保証株式会社 小池支店長)

- ・ 本年度4～6月の第一四半期における県発注工事の保証実績について、請負金額348億円余の対前年63.2%増の保証申し込みがあった。
- ・ 四ブロックでは、台風災害の影響が顕著であり、東信は123.3%増、南信は19.1%増、中信は63.0%増、北信は30.9%増と各地区とも増加となっている。

6 閉会あいさつ (青木技術管理室長)

- ・ 令和2年7月豪雨災害においても令和元年東日本台風災害と同様に、施工確保対策を継続する。適用等は地域の状況を伺いながら進めてまいる。災害査定に向けての調査等は、一部地域は当番表ではなく、調査等4団体との協定を適用して対応した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策では、熱中症対策の経費、引き続きの一時中止等の対応を行う。建設業は特措法でも継続業務に該当しており、感染しない対策に加え、現場で発生した際の業務継続を考えていただきたい。発注側もWEB対応など進めたい。
- ・ 住民の安全確保、経済成長を支えるインフラ整備のため、住民からも求められる産業である。今後とも、受発注者の課題を一步でも解決でき、住民のためになるよう進めてまいりたい。

以上